

表3-2 自然公園一覧 (平成29年3月31日現在)

(単位:ha)

公園区分	項目	指 定 年 月 日	公園面積 (海域除く)				海域公園 地 区
			特 保	特別地域	普通地域	計	
国 立 (4箇所)	霧島錦江湾	S. 9. 3. 16	3,397.0	15,896.0	4,287.0	23,580.0	(9) 487.7
	屋久島	H. 24. 3. 16	7,669.0	16,832.0	65.0	24,566.0	(2) 170.9
	雲仙天草	S. 31. 7. 20		1,447.0		1,447.0	
	奄美群島	H. 29. 3. 7	5,248.0	35,363.0	1,570.0	42,181.0	(9) 1,124.0
	小 計		16,314.0	69,538.0	5,922.0	91,774.0	(22) 1,782.6
国 定 (2箇所)	日南海岸	S. 30. 6. 1		1,038.9		1,038.9	
	甌 島	H. 27. 3. 16	86.0	5,303.0	58.0	5,447.0	(4) 6,759.7
	小 計		86.0	6,341.9	58.0	6,485.9	(4) 6,759.7
県 立 (8箇所)	吹上浜	S. 28. 3. 31		1,126.0	2,088.4	3,214.4	
	阿久根	〃		62.5	692.2	754.7	
	坊野間	〃		380.4	1,959.9	2,340.3	
	藺牟田池	〃		187.5	3,750.2	3,937.7	
	川内川流域	S. 39. 4. 1			6,571.0	6,571.0	
	高隈山	S. 52. 6. 1		1,042.0	1,395.0	2,437.0	
	大隅南部	〃		993.0	322.0	1,315.0	
	トカラ列島	H. 4. 4. 1		4,503.0	116.0	4,619.0	
	小 計			8,294.4	16,894.7	25,189.1	
自然公園合計			16,400.0	84,174.3	22,874.7	123,449.0	(26) 8,542.3

※1 指定後の区域の変更等については次のとおりである。

ア 霧島錦江湾国立公園

- ・昭和39年3月16日 霧島国立公園(昭和9年3月16日指定)に錦江湾国立公園(昭和30年9月1日指定)と屋久島地域を編入
霧島屋久国立公園に名称変更
- ・昭和45年7月1日 海域公園地区の指定
- ・昭和58年1月14日 屋久島地域の区域拡張等(西部林道等)
- ・昭和60年9月5日 霧島区域の区域縮小(区域線の明確化)
- ・昭和62年8月28日 錦江湾地域の区域変更(桜島の区域見直し等)
- ・平成14年2月19日 屋久島地域の区域拡張等(世界自然遺産登録地の隣接地等)
- ・平成17年7月12日 錦江湾地域の区域縮小(指宿市, 開聞町の市街地)
- ・平成18年12月26日 霧島地域の区域拡張(えびの市内自然林等)
- ・平成19年3月30日 屋久島地域の区域拡張(口永良部島)
- ・平成24年3月16日 錦江湾地域の区域拡張(始良カルデラ), 屋久島地域の分離
霧島錦江湾国立公園に名称変更

イ 屋久島国立公園

- ・平成24年3月16日 霧島屋久国立公園より分離, 単独指定

ウ 雲仙天草国立公園

- ・昭和31年7月20日 雲仙国立公園に鹿児島県域を編入(長島)

エ 吹上浜県立自然公園

- ・平成元年4月1日 車両乗入規制の設定
- ・平成20年4月8日 区域拡張(万之瀬川)

オ 坊野間県立自然公園

- ・平成15年5月6日 区域拡張(大浦町亀ヶ岡, 笠沙町野間岳)

カ 高隈山県立自然公園

- ・平成24年3月16日 区域縮小(高峠)

2 海域公園地区の欄中()内は箇所数である。

(2) 自然公園

① 自然公園の指定状況

自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定した「国立公園」と、国立公園の風景に準ずるすぐれた自然の風景地として指定した「国定公園」、さらに都道府県を代表するすぐれた自然の風景地を指定した「都道府県立自然公園」があります。これらの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

本県には、我が国で最初に指定された霧島錦江湾国立公園をはじめ、雲仙天草国立公園など14の自然公園があり、その面積（陸域面積）は県土面積の約13.4%に当たる123,449 haに達し、県土に属する山岳、湖沼、海岸等の特色ある風景地の保護を図るとともに、野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしています。（図3-1、表3-2）

② 自然公園の保護・管理

それぞれの自然公園が持つすぐれた風景地を保護し、公園としての資質を恒久的に維持し、適切な利用に供するため、自然公園ごとに管理、運営、施設整備の基本となる公園計画（規制計画・施設計画）が策定されています。

ア 自然公園の公園計画の見直し

現在指定されている自然公園のうち、指定後相当の年数を経たものについては、自然状態の変化や公園利用の需要増大、国民の自然に対する認識の高まり等の諸情勢の変化に伴い、現在の自然公園の公園計画（公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する計画）では対応できない面もでてきています。

このため、順次公園計画の見直し作業を行っています。

イ 自然公園における行為規制

広域にわたる自然公園の区域を景観の優秀性や自然公園を保持する必要性の度合い又は利用上の重要性によって、それぞれの地域を「特別保護地区」、「海域公園地区」（以上2地区は国立・国定公園に限る）、「特別地域」、「普通地域」の4区に分け、それぞれの地区・地域に応じて行為を規制しています。一定の行為を行う場合は、環境大臣又は知事の許可又は届出が必要です。

また、道路・園地・宿舎などの自然公園の利用施設の整備に関わる施設計画も自然公園の適正な利用増進を図ることにより、無秩序な利用施設による乱開発を防止する役目も果たしています。

なお、自然公園内の各種行為に対する許可・届出の処理件数は、表3-3のとおりです。

ウ 奄美群島のサンゴ礁保全対策

奄美群島のオニヒトデ駆除対策については、平成15年度までは海域公園地区及びその周辺で実施していましたが、サンゴ礁の多様性・固有性が世界自然遺産候補地の一因として評価されたことにより、平成16年度から奄美群島全体に対象海域を広げたところ。なお、平成17年度からは、より効果的なサンゴ礁の保全を図るため、サンゴが再生する時の基盤となる良好なサンゴ礁が残っている重点ポイントを選定し、継続的に集中して駆除を行っています。

これまでの駆除実績については、表3-4のとおりです。

表 3-3 許可等の処理状況

(単位：件)

区分	年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
工作物の設置		201	178	181	220	288
木竹の伐採		5	10	3	12	2
土石の採取		26	28	16	17	17
水面の埋立		0	1	0	0	0
土地の形状変更		16	14	10	21	11
動植物の採取		22	18	18	20	1
その他		15	20	37	37	38
合計		285	269	265	327	357

表 3-4 オニヒトデ駆除実績

(単位：匹)

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
駆除数	954	676	879	1,637	435	365

※ 平成16年度から奄美群島12市町村で駆除地域を指定し実施している。

③ 自然公園の利用

ア 自然公園の利用実態

自然公園は、人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として活発に利用されています。

なお、平成28年の利用者数は、表3-5のとおりです。

イ 自然公園の施設整備

自然公園の主要な利用地域においては、利用の過度の集中などにより、かけがえのない自然環境が損なわれるおそれがあります。

これらの状況に対応するため、自然公園の適正な利用の誘導を図られるよう、公園利用施設の整備を進めています。

また、自然公園の主要な景観地・利用地域に指導標識等を設置し、自然公園利用者の意識高揚を図っています。

ウ 公園事業の認可等

自然公園の施設計画に基づく利用施設の設置に当たっては、公園事業として、環境大臣又は県知事の認可（事業者が地方公共団体の場合は協議）が必要です。

自然公園における公園事業の認可等の処理件数は、表3-6のとおりです。

表 3-5 自然公園の利用状況（平成28年）

区分	公園名	利用者数（千人）
国立公園	霧島錦江湾国立公園	10,430
	屋久島国立公園	153
	雲仙天草国立公園	13
国定公園	日南海岸国定公園	202
	奄美群島国定公園	537
	甌島国定公園	49
県立自然公園	吹上浜県立自然公園	2,125
	阿久根県立自然公園	127
	坊野間県立自然公園	95
	蘭牟田池県立自然公園	300
	川内川流域県立自然公園	942
	高隈山県立自然公園	132
	大隅南部県立自然公園	120
	トカラ列島県立自然公園	2
合 計		15,227

表 3-6 公園事業認可等処理件数（単位：件）

区分	年度				
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
休憩所	0	0	0	0	0
宿舎	0	2	1	8	2
野営場	0	0	0	0	0
道路	4	6	6	13	10
園地	6	0	6	4	3
駐車場	0	0	0	2	1
その他	0	1	0	0	1
合計	10	9	13	27	17

(3) 世界自然遺産

① 世界遺産の指定状況等

世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産を登録するとともに、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国（特に途上国）が行う保護対策を援助することを目的としており、日本には自然遺産4地域、文化遺産17地域の世界遺産が登録（平成29年9月末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として、屋久島地域があります。

また、平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定され、平成25年1月、国により「奄美・琉球」として、世界遺産暫定一覧表への記載が決定されました。平成25年12月には、具体的な候補地として、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

が選定され、平成28年2月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として暫定一覧表に記載されました。

平成29年2月、国はユネスコに世界遺産登録推薦書を提出し、平成30年の世界自然遺産登録を目指し、世界自然遺産としての価値の維持など各種取組が進められています。

② 屋久島地域の概要

ア 登録年月日 平成5(1993)年12月11日

イ 登録面積 10,747ha

ウ 登録理由

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳(1,936m)をはじめとする多くの高峰がそびえる山岳島であり、湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり、かつ年間4,000mm～10,000mmの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有しています。

海岸付近のガジュマル、メヒルギ等の亜熱帯植物から、タブ、シイ、カシ等の暖帯、モミ、ヤマグルマ等の温帯、更にヤクザサ、シヤクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ、また多くの固有植物、北限・南限植物が自生していること等、特異な生態系を構成しています。

特に、本地域の傑出した自然の特徴として、樹齢数千年に及ぶ直径3～5mにも達するヤクスギがあげられ、老齢の巨樹林は、生態的にも、かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられています。

さらに、当地域には、ヤクタネゴヨウ等絶滅の恐れのある植物が生育しています。
(資料編3-(1), (2))

③ 屋久島地域の保護・管理

世界自然遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として、原生自然環境保全地域、国立公園等各種地域指定制度の運用及び各種事業の推進等の基本となる「屋久島世界遺産地域管理計画」が策定されています。

管理計画では、遺産地域が世界遺産としての価値を損なうことのないよう、将来にわたって厳正な保護を図ることを基本として、①工作物の新築、土地の形状の変更等の厳正な規制、②特定地点への利用の集中を防止するための措置の実施、③優れた自然の体験、観察、学習等による自然の適正な利用などの方針に沿って対処することとしています。

また、遺産地域の管理を効果的に実施するため、地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置され、さらに科学的知見を踏まえた適切な保全管理を実現するため、平成21年6月に屋久島世界遺産地域科学委員会が設置されています。

なお、環境省では、世界遺産地域の調査・研究、環境教育を柱とした普及啓発及び国立公園の管理運営のため、平成8年4月13日「屋久島世界遺産センター」を開館しています。

④ 世界自然遺産会議の開催

世界遺産条約に登録された屋久島を有する本県において、世界自然遺産を有する国内外の自治体等が一堂に会する場を提供し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりの在り方について論議を深めるとともに、県民参加による豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進するために平成12年5月「世界自然遺産会議」を開催、「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」が採択されました。

会議では併せて、屋久島をはじめ本県の優れた自然などを世界に紹介し、アジア太平洋地域を中心とした国々との国際交流を推進しました。（資料編4-（3））

⑤ 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組

平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことから、県では、平成15年度以降「奄美群島重要生態系地域調査事業」（平成15～17年度）や「奄美群島自然環境保全再生推進事業」（平成18, 19年度）を実施し、保護担保措置の導入や世界遺産候補地としての価値の維持、気運の醸成に努めてきました。

平成20年度からは「奄美群島自然共生事業」、「世界自然遺産登録連携推進事業」、「奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業」、「地域振興推進事業」（大島支庁）などにより下記の取組を実施しています。

ア 国立公園等の保護担保措置の導入

遺産登録の前提となる国立公園等の保護担保措置の導入に向け、環境省に協力して国立公園指定に関する地元との調整等に参画するとともに、環境省等関係機関との調整に努め、平成29年3月に奄美群島国立公園が指定されました。

イ 世界自然遺産候補地としての価値の維持

・ 希少野生生物保護対策

密猟防止といった希少野生生物の保護に関する必要な対策等について調整・協議することを目的に「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を奄美市において1回、徳之島町において1回開催し、この協議会での検討をもとに、希少野生動植物の保護対策を検討しました。

また、ノイヌ・ノネコ対策検討会を徳之島町において1回、ノネコ対策ワーキンググループを奄美市において7回開催し、希少種保護のための実効的なノネコ管理のあり方の検討をしました。

・ 野生化ヤギの防除

野生化したノヤギの食害による自然植生の衰退が危惧されているため、生息数の多い4市町村（奄美市、瀬戸内町、大和村、宇検村）においてノヤギ駆除を実施しました。（捕獲実績 合計215頭）

・ 遺産区域の緩衝機能の強化と自然環境に配慮した公共事業

生物多様性に配慮した市町村有林管理計画と公共事業環境配慮指針の策定に向けて調査と検討等を進めています。

ウ 気運の醸成

地域の方々に奄美の自然等への理解を深めてもらうため、地元設置された「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」や地元市町村、環境省等と連携し、地元住民説

明会や公開講座の開催，普及啓発用パンフレット「世界自然遺産と奄美」の作成などに取り組みました。

エ 利用の調整と地域振興

過剰利用による自然環境への負の影響の未然防止や負荷軽減，満足度の高い観光の実現のため，少人数利用と多人数利用を計画的に集中・分散させ，質の高い利用体験を提供することが求められており，奄美群島の「持続的な観光利用」を進めるための観光の取組の方針として，平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定しました。

現在，このマスタープランに基づき，「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定や「奄美自然観察の森」のリニューアル，保護上重要な地域における利用のルールづくりなどに取り組んでいます。

(4) 自然環境の管理体制

自然環境保全地域及び自然公園の規制指導を適正に実施するため，次のような指導監視体制で臨んでいます。

① 国，県，市町村関係

環境省九州地方環境事務所，那覇自然環境事務所，環境省自然保護官事務所（えびの，天草，鹿児島，屋久島，奄美，徳之島），奄美野生生物保護センター，県自然保護課，県観光課，県大島支庁，県地域振興局建設部，各市町村自然保護担当課

② ボランティア等

県自然保護推進員(69人)，環境省自然公園指導員(48人)，霧島連山自然保護協議会等

(5) 開発行為の指導・助言

自然環境保全地域，自然公園などの自然保護地域を各地に設定し，これらの地域の適切な管理に努めていますが，その他の地域においても，県自然環境保全条例第24条に基づき，一定規模以上の開発行為について，自然保護の観点から指導を行い，自然環境の保全を図っています。平成28年度は，44件の届出を受理しました。

(6) 自然保護思想の普及啓発

・ 自然保護推進員等研修会

自然環境の保全の実効を上げるためには，県民の自然環境保全に対する正しい理解と認識を深め，自然保護思想の普及高揚を図ることが必要です。

市町村担当者，県自然保護推進員，県希少野生動植物保護推進員を対象に，平成28年12月22日から平成29年1月17日の間に研修会を開催しました。

(7) 身近な自然の保全

・ 赤土等流出防止対策

奄美地域における赤土等流出防止対策を総合的に推進するため，県大島支庁内に県・市町村・関係団体・国の機関が一体となった「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を，また，県本庁内に，赤土等流出防止対策に関し関係課が連絡調整を図り事業の円滑な実施を支援するため，「赤土等流出防止対策連絡会議」を設置しています。